平成２３年（フ）第２７号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目７番７号
債務者　望月　道子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１４号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟1105号
債務者　谷村　　唯
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
愛知県岡崎市六名本町19番地９　天野ビル301、前住所兵庫県姫路市城見台３丁目４番地14
債務者　西脇　充洋
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５号
大分県日田市大字渡里1138番地１　ステイタス月隈Ⅱ―101号
債務者　樋口ヤエ子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６号
大分県日田市大字西有田470番地１市営坂井町住宅
債務者　横山　伸司
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３４４４号
愛知県知多郡南知多町大字大井字江崎１番地、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字豊丘字浜29番地
債務者　濱田　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５号
青森県弘前市大字鬼沢字猿沢69番地１
債務者　須藤　和枝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３８号
青森県弘前市大字取上１丁目９番地11　ジュネス取上203号
債務者　田村　正章
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２２号
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷405番地町西団地、前住所松江市東津田町1688番地11
債務者　長尾　伸二
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４号
松江市山代町736番地　市営井出平住宅４号室、前住所松江市西川津町532番地19　パークアベニュー学園台105号室
債務者　山本　久恵
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
松江市山代町736番地　市営井出平住宅４号室、前住所松江市西川津町532番地19　パークアベニュー学園台105号室
債務者　山本　和好
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
松江市北田町105番地１　フレグランスショーワ106、前住所松江市御手船場町587番地１
債務者　上野　美幸
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９号
松江市東津田町525番地　ブルーメンホーフⅡ210号、前住所松江市山代町712番地
債務者　松田　清二
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７４１号
大阪府寝屋川市松屋町５番11号
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６５号
大阪市西成区岸里１丁目２番１号　コーポダイキ501号
債務者　後藤　一也
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６５号
大阪市旭区高殿２丁目19―35―1001、住民票上の住所大阪市生野区生野東３丁目３番26号
債務者　西村　知則
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７号
大阪府大東市三箇４丁目９番６号　ミツワハイツA101号
債務者　氏木　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部